

10. 中国

(1) 教育制度

中国は、22省、5自治区、4直轄市（北京、天津、上海、重慶）、2特別行政区（香港、マカオ）から構成される。行政形態としては中央集権的な体制をとり、香港、マカオを除き中央政府が全国統一の教育制度を制定している。しかし、広大な国土と膨大な人口を抱え、各地方の経済、社会、文化の状況が異なることから、制度面の画一的施行を求めることはせず、各地方の実情にあった弾力的な運用を認めている。初等中等教育では、国が定めた教育課程の基準「課程標準」についても、地方によっては、この基準とはやや異なった独自の「課程標準」を定めることが認められている。

中国では、低学年からさまざまな分野での英才教育を行う学校があるのも特徴である。学年は、9月から7月までとされ、1995年から学校五日制が導入されている。また、中国では、全国的に小学校から教科担任制がとられている。もちろん、この制度の弾力的運用も認められている。

学校制度は、1922年の学制改革以来、一時的な変化はあったものの、初等中等教育は6-3-3制を基本にした制度が維持されてきた。しかし、1969年に始まった文化大革命のなかで各学校段階の修業年限が短縮され、5-2-2制や5-3-2制がとられた。1976年の文化大革命終結後、それ以前の制度が復活し、1980年代初頭から原則的に6-3-3制に復帰した。

1986年には、中華人民共和国になってから初めての全国的な義務教育の実施を定めた「義務教育法」が制定、施行され、義務教育が6歳から9年間と規定されたが、現在でも財政的な理由から、依然小学校で5年制をとる地域も少なくない。しかしこれらの地域でも初級中学を4年とし、9年間の義務教育が維持できるよう努力する方向にある。

大学への進学率は、2006年時点で約22%と推定される。大学進学率は、それほど高くないものの、人口が多いため、競争は激しい。試験は、全国普通高等学校招生入学考試（略称は、高考）と呼ばれる全国一斉の試験で行われる。

教育課程については、従来から国家統一の基準を定め、統一の教育内容に従い、統一の教科書を用いて学校教育を進めてきた。すなわち、教育課程の基準については、国（教育部）が教育課程の編成や授業時数を規定した「課程計画」、及び各教科の目的や内容等を規定した「教学大綱」を策定し、教科書については教育部の委託を受けた人民教育出版社が、「教学大綱」に準拠して全国統一の国定教科書を編集・発行してきた。（人民教育出版社は、1950年成立。人民教育出版社の社員は、国の教育部の課程教材研究所の所員であり、かつ民間の人民教育出版社の社員でもある。身分は半官、半民の身分である。）しかし、現在、大規模な教育課程改革が進行中で、拘束力の強い「教学大綱」を地域や学校の実態に応じて弾力的な運営が可能な「課程標準」へと移行する作業が進行している。義務教育は2008年度中に「課程標準」への移行が完了する予定であるが、後期中等教育は、「教学大綱」と「課程標準」が並存している状態にある。大学入試は、現在、教学大綱によって行われている。「課程標準」は幾多の試行をへながら、修正が繰り返されてきているという。

先に、中国は、広大な国土と膨大な人口を抱え、各地方の経済、社会、文化の状況が異

II. 教科書制度と教育事情

なることから、制度面の画一的施行を求めることはせず、各地方の実情にあった弾力的な運用を認めていることを述べたが、このことは、教育課程についても同様であり、地方独自の教育課程の基準（課程標準）を認めている。例えば、北京、上海では、国の教育課程の基準とは、やや異なった教育課程の基準（課程標準）をそれぞれ定めている。教科書も、北京では、北京師範大学出版社が、上海では、上海のいくつかの出版社がそれぞれ、北京または上海の課程標準に基づいた教科書の出版を行っている。一方、広く全国的に使用されている教科書の出版社は、かつての国定教科書の出版社であった北京の人民教育出版社である。現在でも、全国のシェアの60～70%を占めているといわれている。ちなみに上海では、現在、理科の教科書は、上海のいくつかの出版社のものを使用しているが、数学の教科書は、人民教育出版社のものを使用している。（国語、社会、理科などは、地域の文化、環境と深い関係があるが、数学は、それが薄いのかもしれない。）

「課程標準」の基本にある考え方は、「応試教育」から「素質教育」への転換である。中国は、長い間、役人を試験の成績で登用する科举制度をとってきたこともあって、試験のための勉強は盛んな国であった。学歴社会の形成に伴い、大学受験生は、精華大学や北京大学などを目指すので、その競争は、きわめて激しくなってきた。そして、大学の入学試験や高等学校への入学試験のための競争の弊害が目立つようになってきたので、この際、試験に対応した教育から、本人の素質を伸ばすための教育に転換しようという考え方が、「応試教育」から「素質教育」へである。「受験戦争が激化してきているので、その克服のために受験対応の教育、いわゆる応試教育を是正し、児童生徒の資質（思想道徳、教養や科学、心身健康、衛生や美的感覚、労働技術などの基本的資質）を全体として高める」ことが、中国政府の方針となっている。

中国は、ここにきて、地方分権、個性の伸長と入試制度の弊害の是正、学校の裁量権の拡大などにのりだしてきているものと思われる。

中国の教育部「義務教育課程設置実験方策」（2003年）によれば、小学校の教育課程は、品德と生活（第1～2学年）、品德と社会（第3～6学年）、語文（国語）、数学、科学、体育、外国語、芸術（あるいは、音楽と美術を選択）、総合実践活動（主に情報技術教育、研究的学習、コミュニティ活動と社会実践及び労働と技術教育を含む。）、地方及び学校開発課程あるいは裁量課程から成り立っている。

初級中学（中学校）の教育課程は、思想品德、語文（国語）、数学、外国語、歴史と社会（あるいは歴史と地理を選択）、科学（あるいは、生物と物理と化学を選択）、体育と健康、芸術（あるいは音楽と美術を選択）、総合実践活動、地方及び学校開発課程あるいは裁量課程から成り立っている。

これらの教育課程の基準は、9年間の一貫教育を目指したものである。

義務教育（9年）の数学と理科の授業時間数を参考までに示すと、週あたり及び9年間の総時数は、後掲の通り。

高等学校では、数学は、必修と選択とがある。理科は、物理、化学、生命科学等の基礎的な科目は必修で、すべての生徒が履修する。高等学校第3学年に「科学」が設けられ、これも必修である。高等学校の生徒には、物理、化学、生命科学の基礎を学ばせることが重視されており科学的素養の育成が重視されていると考えられる。

中国の大学入試は、毎年6月に行われる。統一試験である。試験の科目は、国語、数学、

II. 教科書制度と教育事情

英語，総合の4科目。総合以外の科目の満点は，150点。総合の満点は，300点。従って大学入試の満点は，750点。総合は，省の試験制度によって異なっていて，文総合，理総合，大総合の3種類がある。文総合は，地理，政治，歴史を一緒にした試験，理総合は，化学，物理，生物を一緒にした試験，大総合は，地理，政治，歴史，化学，物理，生物を一緒にした試験である。中国では大学入試が終わると受験生が，各自自分の得点を見込みで計算し，希望の大学に願書を出す。約一ヵ月後に成績が発表され，その約半月後に合否通知がなされる。

義務教育（9年）の数学と理科の週あたり授業時間数と9年間の総時数

学年	小学校						中学校			9年間総時数
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
数学	4	5	5	5	5	5	5	5	5	1454
自然	1	1	1	1	2	2				272
物理							-	2	3	164
化学							-	-	3	96
生物							-	2.5	2	153

注1. 上記のデータはその後一部訂正されている可能性もある。

2. 先に述べたとおり，地方によっては，これとはやや異なった定め方をすることも可能である。

出典：中国国家教育委員会「実行新工時制対全日制小学・初級中学課程（教学）計画進行調整的意見」（1994年）

（2）義務教育段階の教科書

1）教科書の法的位置づけ

中国では，1886年，「義務教育法」の制定とあわせて，教科書制度は，国定から審査制（検定制）へと移行した。教科書を編集し，検定の申請をすることができるのは，教育部が指定した機関（人民教育出版社，北京師範大学出版社，広東省教育庁と華南師範大学出版社，四川省教育委員会と西南師範大学出版社，上海市など）である。そして検定の申請は，小学校なら小学校の教科書すべてをセットで申請できる機関に限られている模様である。その後，1988年に出された「九年制義務教育教材編纂規格方案」によって，多様な教科書と同時に地域独自の多様な教育課程の作成も可能になり，1989年以降経済文化が発展し，就学条件が比較的良好な上海や北京，農村地域を多く抱える浙江省などで地域独自の教育課程とそれに準拠した教科書づくりが進められている。

中国では，ここ数十年の間さまざまな教育改革が進められている。初等中等教育の教育課程の基準は，国が定めているが，先に述べたように，地方の実情により，教育課程の基準の弾力的な運用が認められている。北京や上海では，国の基準とはやや異なった独自の教育課程の基準を定めており，教科書もそれに沿った独自のものが発行されている。現在の国の教育課程の基準は，小学校，初級中学（中学校）用の「全日制義務教育課程標準」（2005年から実施），高級中学（高等学校）普通科の「普通高中課程標準」（実験中，従来の教学大綱が，生きており，大学入試は，教学大綱により出題。）などがある。これらの課

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

程標準は、義務教育については「九年一貫教育」を目指し、学習については、「学段」という学習段階の考え方を導入している。学段の定め方は、教科によって異なり、例えば数学では、第1～3学年を第1学習段階、第4～6学年を第2学習段階、第7～9学年を第3学習段階と定めている。学習する内容の標準は、学段ごとに定められている。

教科書の検定は、教育部が設置した「全国中小学教材審定委員会」において行う。ただし、中国では、検定制度の歴史が浅いこともあり、教育部に専門の調査官がいないので、教科書の執筆者が、教科書検定の委員会「全国中小学教材審定委員会」の委員を兼ねていることもあるようである。

2) 教科書の使われ方

教科書は使用義務があり、主たる教材として扱われ、検定に合格していない教科書を学校で使用することはできない。学校の授業は、教科書中心に行われるが、教科書以外の副教材もあわせて使うことができる。日本の制度によく似ていると思われる。

2008年8月現在で、小学校の教科書を出版している会社は、59社。初級中学の教科書を出版している会社は、57社。一部重なっているので合計84社となっている。

3) 採択

採択は、省や県または地域の教育行政機関が「教科書選定委員会」の議を経て行う。かなり広い地域で同一の教科書が採択されている模様。

4) 有償／無償、給与／貸与

小学校、初級中学、高級中学の教科書は、有償である。今回の調査では、上海では、義務教育の教科書は無償となっていることが、判明した。また、義務教育諸学校の貧しい家庭の子どもには、地域の行政機関が、無償で給与する。教科書は、子どもが学校と家庭とのあいだを持ち運ぶ。

5) その他

中国の教科書の体様は、日本の教科書の体様によく似ている。ただし本文の記述では、必修事項と選択学習事項とを書体をかえて記述している例もある。また、学習課題も豊富に記述されている。一方、カラー化した教科書は、値段が高くなるので、農村では、一部地域で白黒版も発行されている模様。また、中国は、国土が広いので、物流の問題がある。このため、人民教育出版社のように、地方の出版社に依頼して、そこで、教科書を印刷し、販売する例もある。

(3) 義務教育以後の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

義務教育段階の教科書のところで述べたことを参照されたい。教科書は使用義務があり、学校では検定に合格した教科書を使用する。地方によっては、地方の実情により、課程標準を弾力化して、国の基準とはやや異なった課程標準を定めているので、教科書もそ

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

の課程標準に沿ったものが、発行されている。

2) 教科書の使われ方

教科書は使用義務があり、主たる教材として扱われる。学校の授業は、教科書を中心に行われ、検定に合格していない教科書は学校で使用することができないが、教科書以外の副教材はあわせて使うことができる。日本の制度によく似ていると思われる。

高級中学（高等学校）の普通科目の教科書をつくっている出版社は、31社ある。検定の申請は、普通科目のすべての教科の教科書をそろえて検定にださなければならない。職業教育や技術教育など専門教育の教科書は、上記の出版社とは別にその能力を持つ出版社が、出版している。普通科目の教科書の検定は、教育部の基礎教育司が行うが、職業や技術に関する科目の教科書の検定は、職業成人司が行う。職業成人司に検定申請を行う場合には、普通科目のようにセットでそろえて申請する必要はなく、申請する出版社の能力に応じて、できる科目を申請すればよいもよう。

3) 採択

採択は、省や県または地域の教育行政機関が「教科書選定委員会」の議を経て行う。

4) 有償／無償，給与／貸与

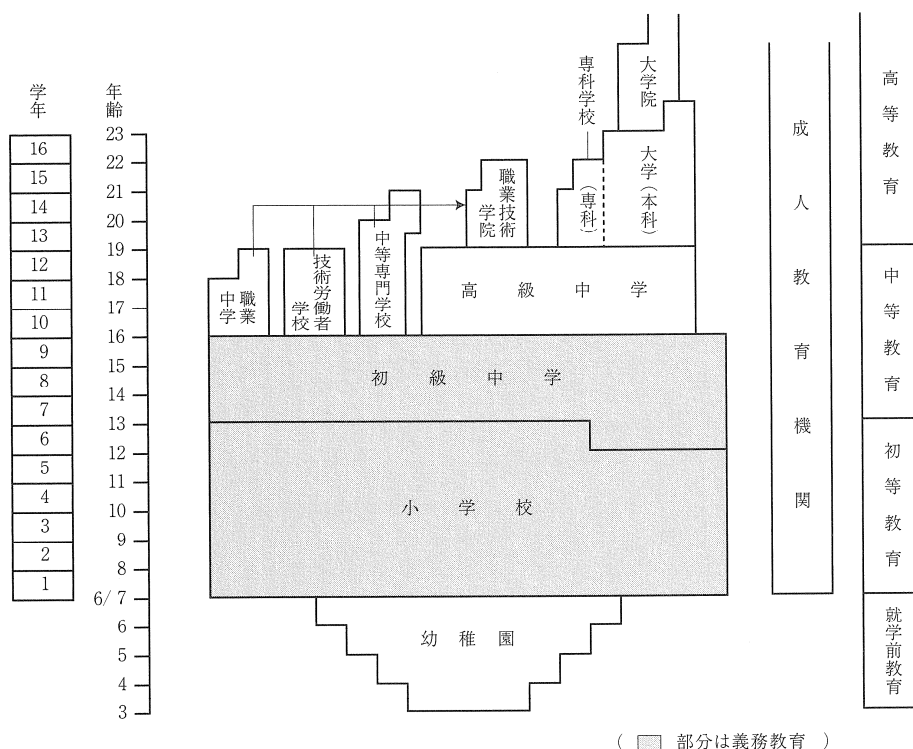
高級中学（高等学校）および中等専門学校（4年）、技術労働者学校（3年）、職業中学（2～3年）の教科書は、有償である。

5) その他

前述したように、中国の教科書の体様は、日本の教科書の体様によく似ている。日本の教科書は、韓国，中国，台湾でよく研究されているといえる。

II. 教科書制度と教育事情

中国の学校系統図



- 就学前教育**——就学前教育は、幼稚園（幼児園）又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。
- 義務教育**——9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的・文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2005年までに全国の約95%の地域で9年制義務教育が実施されている。
- 初等教育**——小学校（小学）は、6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており、従来の7歳から6歳へ移行中であるが、一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで、7歳入学の地域がまだ多い。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかなりの地域では5年制となっているが、これらの地域では今後、6年制に延長する方針が示されている。
- 中等教育**——初級中学（3～4年）卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学（3年）と職業教育を行う中等専門学校（中等專業学校、一般に4年）、技術労働者学校（技工学校、一般に3年）、職業中学（2～3年）などがある。
- 高等教育**——大学（大学・学院）には、学部レベル（4～5年）の本科と短期（2～3年）の専科とがあり、専科のみの学校を専科學校と呼ぶ。また、近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院（従来の短期職業大学を含む）が設置されるようになった。大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。
- 成人教育**——上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関（業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等）が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

（出典：文部科学省『諸外国の教育動向 2007年度版』（明石書店、2008.8））

（藤村和男）